

新憲法公布施行をめぐる政治

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

教授 玉田 芳史

はじめに

タイで新憲法が2017年4月6日に公布施行された。新憲法の内容や特色については、本誌特別号(第51巻別冊第1号)で加藤和英氏が詳しく説明しておられるので、本稿では公布施行と時を同じくして発生した事件を中心に据えて新憲法を考えてみたい。1932年に最初の憲法を導入したことを記念する金属板が紛失した事件である。新憲法起草も金属板紛失も、国民主権と君主主権の衝突が背景要因の1つになっている。1997年、2007年、2017年と近年の憲法はいずれも、起草にあたっては、国民主権の抑制に主眼を置いている。国民か君主かという対立は1932年に始まっており、2017年憲法の公布で改めて浮き彫りになった。

1 民主化と憲法改正

まず、政治体制の特色と歴史的経緯の概観から始めることにしよう。

君民共治の成立

タイでは、君主主権に代えて国民主権原則を導入した1932年6月24日の立憲革命以後、王党派による復権努力が積み重ねられてきた。君主主権の側への揺り戻しは、三段跳びのように進んだ。ホップは1947年クーデタ、ステップはサリットによる1957年と58年のクーデタ、ジャンプは1973年10月政変であった。その結果1970年代には、王室は軍隊、官僚制、政党などの上に立つもっとも強力な政治アクターになった。主権は国民にあるものの、その主権を君主が国会、内閣、裁判所を通じて行使するという君民共治体制の実現である。この体制は、1978年以後の憲法には、「国王を元首とする民主主義体制」という表現で書き込まれるようになった。

君主と国民が主権を共有するといっても、主権の取り分は平等ではなく、国民よりも君主の方が大きかった。選挙が行われなければ、選挙結果を尊重しなければ、国民主権は有名無実である。民主的正当性のない軍事政権にとっても、不安定な政党政権にとっても、絶大な威徳を備えるプーミポン国王が提供する正当性や安定が重要であった。この体制は、政治の民主化に伴って国民主権が実体化し始めたり、君主の威徳がなくなったりすると、動揺をきたすようになる。

民主化を危険視するのは2つの勢力である。1つは、国民主権原理に対抗して、君主に主権や権力を保持させようとする王党派である。それに加えて、社会的経済的に

恵まれた地位にある富裕層（中間層や上層）も、少数派ゆえに、多数決原理を前面に押し出す民主政治には不都合を感じている。どちらも、敵は国民主権原理である。

君民共治の揺らぎ

貧富や学歴などの格差を問わない平等原則に立脚する民主主義が定着するにつれて、有権者の多数派が居住する農村部から選出される議員が国政で発言力を強めた。この傾向は1980年代に明確になり、首相が民選議員に限定された1990年代には顕著になった。この政党政治を担うのは、農村部を票田とする地方選出議員と、それを政治資金で束ねる都市部選出議員であった。

しわ寄せを受けた勢力は、対抗策を模索した。第1弾は1990年代の政治改革であり、その成果が1997年憲法であった。地方選出議員の権力抑制に主眼があった。その当時には、首相は、多数派の貧困層の味方ではなく、王党派や富裕層の代弁者と想定されていた。資金力ゆえに1990年代に政党の党首に迎えられていたタックシンは、お誂え向きの人物の1人であった。タックシンは、資金力に加えて、1997年憲法が定める選挙制度や政党制のゆえに、2001年総選挙で大きな勝利をおさめた。そのタックシンを富裕層や王党派にとって危険人物にしたのは、多数派の有権者であった。王党派や富裕層からの批判が強まると、タックシンは多数派からの支持をことさらに強調するようになり、一層の批判や反発を招くようになった。

2006年には野党が選挙をボイコットし、裁判所が総選挙無効を宣言し、軍隊がクーデタで新憲法起草への扉を開いた。首相の権力抑制を狙った2007年憲法を起草したものの、多数派の有権者の政党選好は変化しなかった。国民主権が脅威であり続けた。そこで、2014年に総選挙を妨害し、司法による締め付けを強めることで、クーデタを可能にし、国民代表の権力をさらに厳しく抑制する憲法を起草した。選挙を実施しなければ多数決原理を封印できる。とはいえ、選挙の先送りを続けることは容易ではない。そこで、選挙を実施しても、民選議員が権力を握りにくい政治の仕組みを新憲法で設計した。現代タイを代表する知識人ニティは、新憲法には、2001年以後に選挙を通じて勢力を獲得した多数派有権者の下位中間層を封じ込める効果があると指摘する。下位中間層は、農村部の中間層であり、都市部では下層になる。赤シャツ（UDD）の大宗を占める人々である。「2017年憲法に規定される選挙制度は、下位中間層の票の力が国会で何も決められなくする。」「選挙が行われれば、農村部の支持を受けたものが政権を握ることは避けられない。」「タイのこれまでの憲法はいかに馬鹿げていても、現実を一定程度は反映していた。しかしながら、2017年憲法はまったく反映していない。」

¹ “Phaendin cung dan: Nithi Iosiwong watthanatham ae chonchan”, Prachathai, May 24, 2017 (<https://prachatai.com/journal/2017/05/71623>).

君民共治の復興

歴史学者のトンチャイはこう述べる。「タイの[君民共治]体制は個人に依存しすぎている。[君主たる]人物が交代すると、体制が動揺し、社会全体に不安定感が蔓延する。」「一般の人びとは王位継承が生活に影響を及ぼしていると感じているのではないか。これはなぜだろうか。多くのタイ人は同じ理解を共有している。ただ、それを口に出さないだけである。そう考えており、それを知っているにもかかわらず、正反対のことを口にするという自己欺瞞に陥っているだけである。口では、国王は政治に関与しない、生活にとって重要なだけであるなどと言いながらも、誰もが不安を感じている。これは王位継承ないし君主の交代が、タイ人が正面からは受け止められないほど大きな影響を、人びとの生活、社会、政治に与えているということである。」

「国王は、国民の生活にとっていかにほどに重要なのか、どのような役割を果たすのか、と自問してほしい。もし重要ではなく、役割が小さいのであれば、私たちにとってたいした影響があるわけではないので、改善の必要は乏しい。だが、誰もが不安を覚えているのは、影響が大きいからである。どんな影響があるのか、なぜそうした影響を受けるのか、是非考えてほしい。」

君主の存在感がこのように大きいという現実には合わせると、次のように問わざるをえない。「タイは絶対君主制ではなくなつてからすでに久しいのではないか。タイの政治体制はどのような状況にあるのか。国王はどのような役割を果たすがゆえに、そのありようが政治の世界にこれほどの影響を与えるのか。形を変えた絶対君主制がまだ続いているのであろうか²。」

「近年のタイでは、憲法が改正されるたびに、権力は国民から君主へ少しずつ移ってきた。」「政治に対する君主の影響力や役割を温存するための方策」が新憲法であった。トンチャイはこう指摘する。

政治学者のカシアンによると、新憲法の起草にあたって、初代起草委員長の公法学者ボーウォーンサク・ウワンノーは NGO に、二代目起草委員長の法曹実務家ミーチャイ・ルチュパンは司法に、軍隊の NCPO (国家秩序維持評議会＝クーデタ評議会) は任命上院に、国民代表に対抗する役割を期待していた。君主の「覇権的権力が衰退したため、新しいルールを探し求めて、民主主義の度合いを低くした秩序の形成に答を見つけた。それが新憲法である³。」

² “Phaendin cun dan: Thongchai Winitcakun kasat kanmuang ratthathammanun”, Prachathai, May 29, 2017 (<https://prachatai.com/journal/2017/05/71686>).

³ “Phaendin cung dan: Kasian Tchaphira kanmuang lae phunthi sutthai thi tong raksawai”, Prachathai, May 31, 2017 (<https://prachatai.com/journal/2017/05/71720>).

2 憲法の公布施行

起草の手順

2007年憲法が2014年5月22日クーデタで破棄され、同年7月に暫定憲法が公布施行された。その暫定憲法に基づいて、新しい恒久憲法を起草すべく、NCPOは14年11月にポーウォーンサックを委員長とする36名の起草委員会を設置した。ポーウォーンサック委員会の憲法草案は15年8月に完成したものの、NCPO任命の国家改革評議会(National Reform Council)において同年9月6日に否決されてしまった。改革評議会には自由は乏しく、NCPOの意向に基づいて否決したと考えてよい。ポーウォーンサックが後日2016年2月19日に述懐したとおり、軍隊は政権に長く居座りたいから草案を否決させたのである。

否決を受けて、2015年10月5日にミーチャイを委員長する21名の憲法起草委員会が新たに設置された。ミーチャイ委員会の第一次草案は16年1月29日に完成した。この草案を修正した第二次草案(最終案)が3月29日に公表された。起草に1年半をかけたことになる。それに加えて、NCPO任命の国家改革推進評議会(National Reform Steering Assembly)の提案を受けて、首相指名投票への参加を任命上院議員にも認めてもよいかという質問への賛否も、憲法草案とともに、国民投票で問われることになった。

事実上賛成しか許さないキャンペーン規制を通じて、草案は可決された。付加質問の内容を憲法に反映させる必要があるため、憲法草案の修正が行われ、2カ月後の10月11日に完成した。憲法起草委員会や政権は、何か隠し立てしたいことがあるのではないかと疑いたくなるほど、草案の広報に消極的であった。プラユット首相は30日という期限間際の11月8日になって署名し、翌日国王に裁可を求めて上奏した。国王は2月6日までの90日以内に可否判断を表明することになっていた。しかし、国王は裁可せず、国民投票で可決された憲法草案の修正を要求した。2017年1月9日、枢密顧問官を通じて、その意向がNCPOへ伝えられた。

普通に考えれば、公布施行後に所定の手続きに基づいて修正ということになる。ミーチャイ草案は非常に困難な改正手続きを定めていたものの、国王の意向であれば、上下両院議員が反対することはありえず、円滑な改正が可能であろう。

しかし、国王は速やかな修正を求めた。国民投票で可決後、公布施行前に修正するというのは、君主が民意に上書きするに等しい。主権共有論つまり君民共治論を地で行く話である。新国王は主権が国民だけに帰属するわけではないことを確認してみせたいといえるかもしれない。

いずれにしても、公布施行直前の修正を行うために、2014年暫定憲法を改正して恒久憲法起草手続きを変更する必要が生じた。新たな条文は、首相が裁可を求めて草案を上奏した後に、国王が90日以内に修正を加えたほうがよいと指摘した場合には、

首相は上奏済みの草案を撤回し、指摘された点に関してのみ修正して、撤回から 30 日以内にもう一度奏上し直す、という趣旨であった。

この 2017 年 1 月 15 日付けの暫定憲法改正に関して 1 点留意すべきことがある。新たな条文は起草手続き見直しだけではなかった。「国王が外国に出かけた場合、あるいは何らかの事情で国王としての公務を遂行できない場合には、国王の職務を代行する摂政を任命しても任命しなくてもよい。任命する場合の副署人は国会議長とする」という条文も追加されていた。これは、憲法草案の修正でも盛り込まれることになる。憲法草案の修正を待たずに、暫定憲法でもこの改正を行ったのは、国王が外国へ早々に出かける予定があったからであろう。

表 2017 年憲法の緩慢な起草

| 日付 | 事項 |
|-----------------|------------------------|
| 2014 年 5 月 22 日 | クーデタにより、2007 年憲法破棄 |
| 7 月 22 日 | 2014 年暫定憲法公布施行 |
| 11 月 4 日 | 憲法起草委員会設置（ポーウォーンサク委員長） |
| 2015 年 8 月 22 日 | 憲法草案完成 |
| 9 月 6 日 | 国家改革評議会が、憲法草案否決 |
| 10 月 5 日 | 憲法起草委員会再設置（ミーチャイ委員長） |
| 2016 年 1 月 29 日 | 第一次草案完成 |
| 3 月 29 日 | 第二次草案（と付加質問）完成 |
| 8 月 7 日 | 憲法草案と付加質問に関する国民投票 |
| 10 月 11 日 | 最終草案（付加質問を反映した草案）完成 |
| 11 月 8 日 | 最終草案に首相が署名 |
| 11 月 9 日 | 最終草案を、裁可を求めて国王に上奏 |
| 2017 年 1 月 9 日 | 国王が最終草案の見直しを要請 |
| 1 月 13 日 | 草案修正のため、2014 年暫定憲法を改正 |
| 1 月 15 日 | 改正された暫定憲法を公布施行 |
| 2 月 17 日 | 修正された憲法草案を上奏し、裁可を求める |
| 4 月 6 日 | 新憲法公布施行 |

（筆者作成）

主な修正点

国王からの要請を受けて修正が行われたのは、憲法草案の 5、12、15、16、17、19、そして 182 条の 7 つの条文である。これらのうち 5 条と 182 条を除くと、国王だけに

関わる修正といえる。12条は、枢密顧問官について、資格要件として公務員ではないこととされていたものを、「枢密顧問官を除いて」と規定された。厳密に言えば枢密顧問官も公務員なので、矛盾をなくすために、この文言が追加された。

15条は、「国王の近臣と警護部隊長の任免は国王の意向による」とされていたものから、「警護部隊長」を削除した。フランスに亡命中の歴史学者ソムサクによると、警護部隊長は軍高官が任命されるのが通例であり、国王が恣意的な任免を行えるわけではないため除外したと推定される。

16、17、19条は摂政に関する条文である。16条は草案では、国王が国外にいる場合、もしくは何らかの事情で職務を遂行できない場合には、摂政をおくとされていた。修正によって、1人の摂政あるいは複数名の摂政団を任命しても任命しなくてもよいと改められた。これは2017年1月の暫定憲法改正時に実施されたことであり、国王の自由が拡大したことになる。

17条は摂政の事後任命である。草案では、摂政が任命されていない場合に、枢密院が必要と判断すれば、候補者を推薦して国会で承認を得るとされていた。修正によって、そうした場合にも、摂政は国王が選ぶことになった。つまり、枢密院は、事後的に摂政の任命が必要と判断し、国王への奏上が間に合わない場合には、国王があらかじめ決めていた順番に従って、1人の摂政もしくは複数からなる摂政団を国会へ提案する。国会議長は、国王の名において、その候補者を摂政に任命することを布告する。この修正の結果、国会は承認するのではなく、通知を受けるだけになった。誰を摂政に任命するかは国王の一存ということの意味する。

19条は摂政の就任宣誓である。修正によって、「すでに摂政に任命され宣誓を行ったことがあるものは改めて宣誓を行う必要はない」という文言が追加された。国王の側からすれば、同一人物の就任宣誓に何度もつきあう必要がないということになる。

182条は、「副署人が当該事案すべてについて責任を負う」という文言を削除した。これは1997年憲法や2007年憲法にはなく、ボーウォーンサク草案で初めて追加された文言である。ボーウォーンサクの第一次草案では「副署人が法的政治的責任を負う」とされ、最終草案では「副署人が責任を負う」となった⁴。ミーチャイ草案はそれを踏襲していた。削除によって、「国家行政に関する法令、勅書および勅命は、憲法に別段の規定がある場合を除き、国务大臣が副署しなければならない」という従来の憲法と同じ表現に戻った。副署人が責任を負うというのは、国王の責任を免除するという意味である。国王が憲法のもとにおかれる立憲君主制では、副署人が責任を負うのは当然のこととされている。それゆえに、副署人が責任を負うとあえて記載する必

⁴ Natha Duangwichai, Priapthiap ratthathammanun pi 2550 kap rang ratthathammanun chabap sanoe sapha patirup haeng chat long mati (Samnaknganlekhatikan Saphaphuthaenratsadon, 2015), p.160.

要がないという趣旨かと思われる。ただし、ソムサクはもう1つの可能性を指摘している。副署人の責任を明記することによって、国王は機械的に裁可の署名をするだけになり、実権が副署人に移ってしまうことを懸念したのかも知れないというのである。ヨーロッパや日本の立憲君主とは異なり、主権の共有を主張して政治に関与しようという意欲をもったタイの君主にとっては、裁可するか否かの実質的な判断権限の縮小につながるとすれば不都合である。

5条の見直し

5条の第2段は次の内容へ改められた。「いずれかの事案について本憲法に適用すべき規定がない場合、国王を元首とする民主主義体制におけるタイ国の統治の伝統に従って行動や判断を行う。」この規定は、1997年憲法や2007年憲法の7条を踏襲したものである。この規定は、深刻な政治危機が生じた場合には、国王が打開に乗り出せるという危機解決条項と見なされてきた。タクシン派政権打倒運動において、デモや集会によって政治を危機に陥らせた勢力が、首相の解任を国王に請願する際に根拠とされた。彼らは、1973年や1992年の先例にならって国王が危機打開のために首相を更迭できると主張した。

この7条の起源は、1959年暫定憲法にある。同憲法の最後の条文には、「本憲法に規定がない事案が生じた場合には、民主主義体制の伝統に基づいて対処する」と定められていた。わずか20条から構成されており、タイの暫定憲法の中でも前例がない簡潔なものであったため、憲法に規定がない事態が生じる可能性が想定されたからである。暫定憲法ならではの規定を、恒久憲法で初めて盛り込んだのは1997年憲法であった。2007年憲法もそれを踏襲した。「本憲法に規定がない事案が生じた場合には、国王を元首とする民主主義体制の伝統に基づいて判断する」という条文である。

この7条の見直しを試みたのはボーウォーンサク草案であった⁵。7条には、「本憲法に規定がない事案が生じた場合には、国王を元首とする民主主義体制の伝統に基づいて行動や判断をする」となって、「判断」のほかに「行動」が加えられた。さらにこの第1段の後に次の第2段が加えられた。「前段の行動や判断にあたって問題が生じた場合には、下院、上院、国会、内閣、最高裁判所、最高行政裁判所、あるいは憲法に基づいて国家権力監査の任に当たる機関が、自らの権限に基づいて対処するための判断を憲法裁判所に求めることができる。ただし、最高裁判所と最高行政裁判所については、当該裁判所での審理事案に関係しており、なおかつ当該裁判所の大法廷で判決を下した後にのみ可能である。」これは究極の判断を憲法裁判所に委ねることを意味している。

⁵ Natha Duangwichai, pp.1-2

2016年1月完成のミーチャイ草案では、この危機管理条項は総論の節から憲法裁判所の節へと移され、207条に「憲法裁判所は、適用できる条文が憲法にない場合には、国王を元首とする民主主義体制の伝統に基づいて判断を下す」と規定された。憲法裁判所に委ねるという姿勢がポーウォーンサク草案よりもさらに一段と鮮明になっていた。合議制ではなくなったことに加えて、ポーウォーンサク草案では憲法裁判所に委ねることがあるという内容であったものが、ミーチャイ草案ではいつも憲法裁判所に委ねるという内容へ変更されていたからである。

憲法裁判所への権力集中については憲法裁判所の内外から懸念が表明されたため、2016年3月の最終草案では、次のように改められた。まず総論の節へ戻されて、5条となった。その第1段では、憲法が最高法規と述べられる。第2段では、「適用できる規定が憲法にない場合には、国王を元首とする民主主義体制の伝統に基づいて行動や判断をする」と記された。第3段では、「第2段の場合には、憲法裁判所長官は、判断を下すために、下院議長、野党指導者、上院議長、首相、最高裁判所長官、最高行政裁判所長官、憲法裁判所長官、独立機関の長の会議を招集する。」とされた。第5段では決定には多数決を用いることとし、第6段ではこの合同会議での決定は最終的なものであって、国会、内閣、裁判所、独立機関、国家機関を拘束すると規定された。この3月の案文は、国民投票を経て、2016年11月に国王に裁可を求めた最終草案に盛り込まれていた。

この規定は、政治危機打開を新国王に委ねるのを避けようとする意図に基づいていたと想像される。国王を煩わせてはいけないということなのか、それとも新国王の判断能力を信頼できないということなのか、いずれなのかは分からない。国王はこの憲法裁判所を中心とした合議案に異を唱えた。1997年憲法や2007年憲法と同様に、危機打開は伝統にならうという内容へ変更された。つまり、最後の救済者として期待されるのは国王ということである。

3 立憲民主主義の父

人民党と立憲革命

新国王は、憲法の公布施行を政府が2月に上奏してから90日以内に行えばよかった。国王が選んだのはチャクリー王朝の創立記念日4月6日であった。1782年に始まる現王朝において、7世王は150周年にあたる1932年4月6日に憲法を公布施行する構想を温めていた。それは国王を主権者とし、国王に責任を負う首相、議会の立法への国王の拒否権などを規定しており、王権を温存しようとする穏便な内容であった。しかしながら、有力な王族の間で反対意見が強かったため、国王は断念した。それから2ヶ月半ほど後の1932年6月24日に人民党による立憲革命が勃発した。

7世王は、人民党の理論的指導者プリーディーが起草した憲法を受諾し、「暫定」と

書き込んで、非暫定憲法の起草を始めさせた。この恒久憲法の起草には王党派の知識人が多数参加し、6月の憲法よりも穏健なものになった。恒久憲法が公布施行されるのは、1932年12月10日のことであった。人民党政権時代には、12月10日の憲法記念日は、6月24日の民主主義記念日（革命記念日）と並ぶ重要な祝日であった。

新憲法の公布施行式典は2017年4月6日午後ドゥシット宮殿地区のアーナンタサマーコム館で国王臨席のもと開催された。こうした式典が開催されたのは、これまでの20の憲法のうち4つにすぎない。1932年12月10日、1946年、1952年、1968年である。前回は1968年と、半世紀前のことである。

大理石作りの洋館アーナンタサマーコム館から300メートルほど離れた場所に5世王チュラーコンコーンの騎馬像がある。チトラダー宮殿を中心とするドゥシット宮殿地区の不動産開発を行い、同地区と王宮を結ぶ御幸通りを建設した国王である。騎馬像は御幸通りの終点近くに建立された。騎馬像のすぐ脇は、1932年6月24日に人民党の指導者プラーヤー・パホンポンパユハセナーが立憲体制を宣言した場所がある。その場所には、1936年12月10日に記念の真鍮製円盤が埋め込まれた。今日では自動車が行き交う舗装道路である。円盤には「この場所において、1932年6月24日未明に、人民党が国の繁栄のために憲法を誕生させた」と刻まれていた。人民党の憲法導入を顕彰する金属板である。

1940年6月24日に完成した民主記念塔の意匠が示すように、憲法は国王が臣民に下賜したものではなく、人民党が国王に受諾をのませたものであった。憲法の生みの親は国王ではなく、人民党であった。民主記念塔も御幸通りの真ん中に建立された。

王党派は、人民党を称える記念碑を好まなかった。1947年クーデタを起点とする王党派復権で、歴史の見直しも始まった。49年5月に7世王の遺骨をタイに持ち帰り納骨の式典を行い、タイに立憲民主主義を導入したのは人民党ではなく7世王であったという解釈の流布が始まった。それと符合するように、人民党が建立した民主記念塔を、7世王を顕彰するものへと改造する決定が51年の閣議で下された。首相のピブーンは予算が尽きたという理由で、着手を認めなかった。しかし、7世王を民主政治の生みの親へと仕立てる努力はとどまるどころを知らなかった。ついには、国会議事堂前に7世王の銅像が建立されることになる。

金属板交換事件

2017年4月半ばになって、人民党顕彰金属板が、別の金属板と取り替えられていることが判明した。新しい金属板には、中心部に「シャム国が幾久しく繁栄しますように。幸福で晴れやかな顔をした人民が国の力になりますように」と記され、周縁部には「仏法僧の三宝、自分たちの国家、自分たちの一門を敬い、自分たちの国王に対して誠実であれば、自分たちの国家を繁栄させられる」と記されていた。後者はチャ

クリー王家の家訓ともいえる言葉であった。

金属板の交換は、人民党がタイに立憲体制を導入したという記録を消し去ろうとする行為に等しかった。「タイ」に代えて「シャム」を用いるのも、人民党の否定であった。国名を1938年にタイへ変更したのは人民党である。これに異を唱えるのは、1つはタイ族中心のナショナリズムを批判する左派、もう1つは人民党を否定する王党派である。左派は人民党を否定しないので、ここでのシャム派は王党派にほかならない。

実は、人民党の金属板は過去に一度撤去されたことがある。自らの軍事クーデタを「革命」と自称し、人民党による立憲革命の価値を相対化し、君主制の復権に尽力したサリット・タナラットである。彼は1960年5月に金属板を撤去させた。そのときには、金属板は国会事務局に保管され、1968年6月に憲法が公布施行された後、元の場所に戻された。復旧の中心人物は、人民党員で、68年憲法の起草委員長を務めたタウィー・ブンヤケートであった。

2017年に金属板のすり替えが判明すると、誰の仕業なのかが話題になった。事件に先立って、2016年10月31日に歴史研究者テープモントリーは自らのFacebookに、金属板の写真を掲載し、「持ち主を探しています。2016年12月30日までに持ち帰らなければ、自分と仲間は無主物とみなして、撤去するか、跡形なく破壊します。もし残しておきたければ、急ぎ掘り起こして持ち帰って欲しい」と書き込んだ⁶。このため、彼の犯行ではないかと疑われた。しかし、当人は関与を否定した。

これは非常に奇妙な事件であった。金属板が所在する地域を管轄する都庁のドゥシット区長は、区は撤去に関与していないと述べた。文化財を管理する芸術局の局長は、局は5世王騎馬像を管理するだけであり、金属板については関知しないと述べた。現場のすぐ近くには、首都警察司令部（警視庁）や陸軍第1管区司令部があり、「制服を着た人々の視界から1分たりとも消えることがない神聖な場所」であって、軍人や警察官のまったくあざかり知らないところで、金属板がすり替えられる可能性は乏しかった。都知事の秘書官によると、現場付近には11台の監視カメラが設置されていたものの、カメラを固定する信号機や電柱の工事が3月31日から始まっており、カメラは取り外されていた。カメラがなくては防犯上問題があるのではないかという質問を受けると、秘書官は「治安職員が多数存在する場所なので犯罪が起きる可能性は



写真 人民党の記念プレート
(筆者撮影)

⁶ “Thepmontri pratat ha caokhong mut-khana-ratsadib khit sen tai sin pi nit ha mai mi ca khut ok”, Prachathai, Nov 1, 2016 (<http://www.prachatai.com/journal/2016/11/68621>).

低い」と答えた。

ジャーナリストの調査によると、3月下旬から5世王騎馬像の修復のために騎馬像の周囲に足場が組まれシートがかけられた。その工事が続くさなかの4月4日に騎馬像脇の路面に数個のテントが設置された。それは金属板が埋め込まれている場所であった。テントは外から見えないようにシートで覆われた。憲法の公布式典が行われた4月6日にはテントは撤去されていた。つまり、式典の前夜に金属板は交換されていた。

首相に調査を訴えた活動家のシースワンは軍隊に10時間にわたって身柄を拘束された。首相は、取り戻して何になるのかと冷ややかな態度を示した。警察は、所有者が不明なので、捜査願いを受理できないと主張した。「政府や警察の逃げ腰の態度は、神経質になって捜査を躊躇せざるをえない事件であることを示している。政府と警察は、紛失した金属板の捜査を誰にも許さないことをはっきりと示している」とイギリスのBBCは報じた⁷。確かに、誰にも咎められることなく盗み出すことは凡人には不可能である。罪に問われない人物が黒幕であった可能性が高いといえよう。これは1947年以後続けられてきた人民党貶価努力に新たな1ページを加える行為であった。ただし、金属板の存在を知らなかった多くの国民に、人民党が憲法の生みの親であることを知らせたという点では逆効果であった。

おわりに

憲法が公布施行されると、次は選挙である。順調に進んでいけば、2018年末までには実施されることになりそうである。2014年5月22日クーデタから数えると4年半である。そのためにもまず2017年憲法に従って10の法律を制定する必要がある。起草には2017年12月までの240日が予定されている。憲法の経過規定の268条によると、選挙に関連した4法つまり政党法、選挙管理委員会法、下院議員選挙法、上院議員選任法が必要である。これら4法が240日を待たずに成立すれば、10法すべての成立を待たずに選挙を実施できる。

しかしながら、起草にあたる憲法起草委員会のミーチャイ委員長は、独自の起草スケジュールを発表済みである。まず2017年4月から60日をかけて選挙管理委員会法と政党法の2つを起草する。2法を優先するのは、選管や政党が180日をかけて選挙への備えを行えるようにするためである。続いて、選挙とは関わりのない憲法裁判所審理法、政治職在任者刑事訴訟法、オンブズマン法、汚職防止取締法、会計監査法、国家人権委員会法の6法を起草する。最後に、下院議員選挙法と上院議員選任法の2つを起草する。

⁷ “The mystery of the missing brass plaque”, BBC News, April 20, 2017 (<http://www.bbc.com/news/world-asia-39650310>).

起草が最後になった2法案を2018年1月と2月の2ヶ月をかけて国会で審議する。続いて、2018年3月には、憲法裁判所が、10法が憲法に合致しているかどうかを審査する。憲法裁判所の審査を通ったら、首相は法案を上奏し、国王の裁可を求める。これは2018年4月から6月にかけての90日を予定する。10法のうち選挙に関連した4法が裁可を得て公布施行されたら、2018年7月から11月までの150日以内に総選挙を実施する。

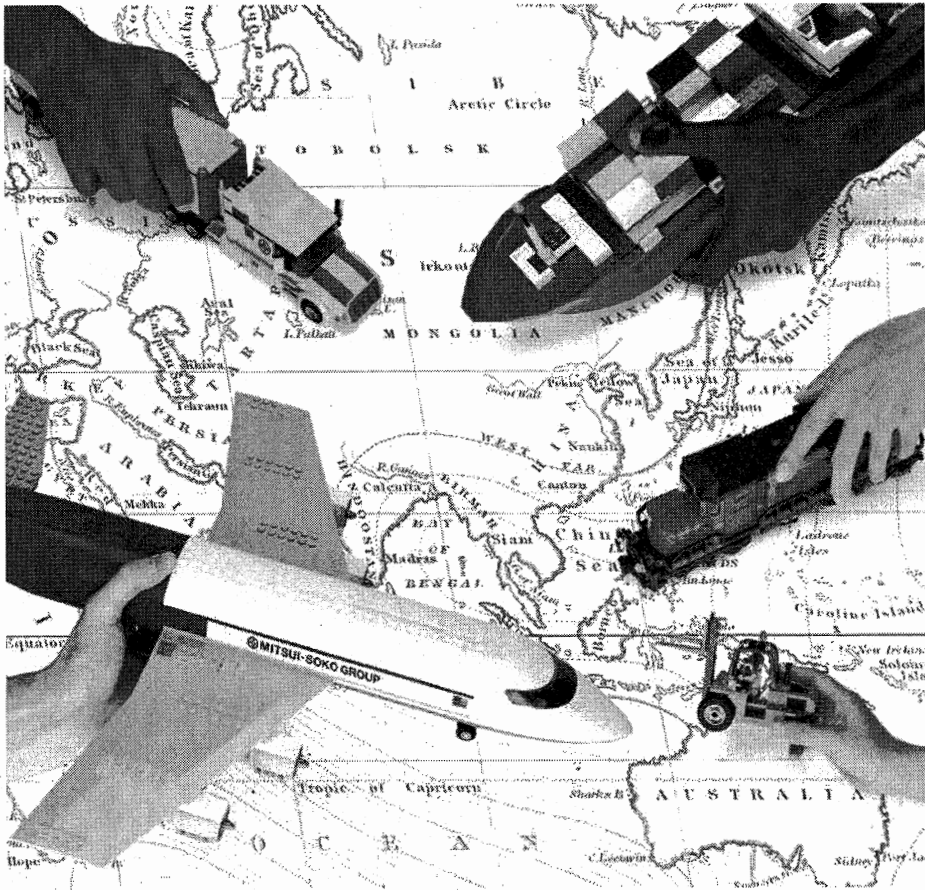
起草がこの工程表通りに順調に進むかどうかは定かではない。選挙管理委員会については、委員が5名から7名への増員されることに伴い、委員が全員交代させられることになった。新しい委員の選任、新しい委員による選挙準備が所定の180日のうちに終了するのかどうか疑問を呈するものが多い。国会議員選出に関わる2法の起草が、後回しにされているので、240日という期限に間に合うのか疑問である。2017年1月21日の評論で朝日新聞社の大野良祐アジア総局長（当時）は、タイにおける選挙民主主義への復帰を、近づく見えなくなる逃げ水にたとえた。プラユット首相は、日本や国連総会で明言したスケジュールを健忘症のように平然と無視してきたので、今後も見直しと先送りを繰り返す可能性がある。

選挙関連法案起草遅延と並んで、第2に、バンコクで相次いで発生するようになった爆弾事件も、選挙先送りのための口実作りではないかという疑念を招いている。赤シャツの犯行という情報がひとまずは流されるものの、一向に真犯人逮捕に至らず、迷宮入りすることが多いからである。治安や秩序を維持できなければ、選挙先送りの格好の口実になる。

第3に、2017年5月26日に、プラユット首相は毎週恒例のテレビ番組で4つの問いかけを国民に行った。その4つは、1) 次の選挙で「よき統治」が実現できるだろうか。2) 実現できなければどうしたらよいだろうか。3) 国の将来やいろんな問題を後回しにして、選挙ばかりを気にかけてよいのだろうか。4) 不適切な行動をした政治家に選挙への立候補を認めてよいのか。これは公平な質問ではない。プラユット政権や軍隊についても、同様な質問をすれば、辛口の回答が相次ぐはずである。選挙だけを俎上に載せれば、選挙先送り論への追い風になる。プラユット首相やプラウィット国防大臣と並ぶ政権の最高首脳の人アヌポン内務大臣は、政局に関連して目立った動きを見せることが日頃は少ないものの、この件については珍しく前面に出て、全国の内務官僚に意見聴取を行うように積極的に指示している。NCPO政権にとって重要問題と見なしているからであろう。陸軍総司令官も国内安全維持本部（ISOC）の全国の支部に4つの質問に関する意見聴取を支援するように命じた。内務省と軍隊の熱心さは、2016年の憲法草案国民投票時を彷彿とさせる。それが、非民主的な内容とは不釣り合いに多くの賛成票につながったことは記憶に新しい。

国民主権 vs 君主主権という歴史的な文脈に位置づけると、君主主権派にとっては選挙

の先送りが好ましい。そのためにあらゆる手を尽くすのが、君主制の護持のためにクーデタを決行した NCPO にとっては自然なことであろう。



物流から価値を。

モノを動かす。心で動かす。

 **MITSUI-SOKO GROUP**

物流から価値を。三井倉庫グループのビジョンであるこの言葉にはさまざまな意味が込められています。経済合理性があること、素早い対応ができること、正確であること、そしていうまでもなく安全であること…。物流に求められる「価値」はますます多様化しています。三井倉庫グループは、グローバルな視点で日々新たな挑戦を続け、物流から価値を生み出しています。